

## **【重要】弊社から発行する請求書に関するご案内**

2023年10月以降、弊社からお取引先の皆様へのご請求は、電子での発行となります。  
お取引先の皆様が電子請求書をお受取いただく上で、以下の内容についてご承知おきください。

■電子請求書システム及びシステム運営会社：BtoBプラットフォーム請求書（株式会社インフォマート）

### 1. 請求書発行方法について：

- 弊社が請求書、及び利用明細を、BtoBプラットフォームシステムへアップロードすると、【post-master@infomart.co.jp】より請求書発行メール通知がお客様に届きます。  
BtoBプラットフォームシステムへログインいただき、お客様ご自身で請求書をご確認ください。
- ※2023年9月30日以前に1度でも請求書が発行されたお申込においては、追加請求書を発行する場合、従来と同様、弊社から紙の請求書を郵送致します。  
但し、この請求書はインボイス制度の要件を満たしておらず、開催後BtoBプラットフォームシステムへアップロードする「ご利用明細」と合わせて、適格請求書となります。（一部例外を除く）
- メールでのお受取りが難しいお客様には、BtoBプラットフォームシステムから出力される紙の請求書を、インフォマート社より代行郵送致しますので、事前にご申告ください。

### 2. BtoBプラットフォームシステムへのお客様情報の登録について：

- 電子請求書発行/郵送代行を問わず、  
使用申込書にご記載のお客様情報(会社名・会社住所・お名前・メールアドレス・電話番号)を、  
弊社がBtoBプラットフォームシステムへ登録致します。予めご了承ください。

### 3. 消費税の表記について（インボイス制度対応）：

- 「精算金御請求書」または「請求書兼予約確認書」に基づきお客様から弊社宛にお支払いいただいた料金の収受に関し、  
弊社では、この時点では全額前受金として、売上消費税額を計上せず会計処理を行っていることから、  
前記請求書面の消費税額欄は0円表記とさせていただきます。
- 役務提供（開催終了）後に、精算金等を含めてお申込内容の売上及び消費税額等が確定された後、  
消費税額が表記されインボイス制度の要件を満たした「ご利用明細」書面を発行致します。  
以上より、「精算金御請求書」または「請求書兼予約確認書」と、「ご利用明細」を併せて適格請求書としてお取扱いください。
- 1申込につき、1枚のみ「ご利用明細」を発行致します。  
（複数枚の請求書が発行した案件においても、「ご利用明細」は発行済のすべての請求内容を1枚にまとめ記載しております。）  
一部項目のみの「ご利用明細」は発行できませんので、ご了承ください。

以上